

仕 様 書

第五管区海上保安本部

1 契約件名

航空タービン燃料油買入（単価契約）高知空港

2 品名、規格、数量

品 名	規 格	単位	予定数量	備 考
航空タービン 燃 料 油	1号 (JetA-1)	リットル	55,000	機上渡し

3 品質及び規格

石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に定める品質及び規格に合格するものであること。

4 納入場所及び方法

- (1) 納入要求に基づき、高知空港に駐機中の指定する航空機の燃料タンクに、給油車を使用して納入すること。
- (2) 機体に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

5 試験成績表等の提出

- (1) 月初毎に試験成績表（写）1部を提出すること。
- (2) 担当官等から試験成績表、出荷証明書等の品質検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

6 品質検査

海上保安庁が定める燃料油類の検査方法による。

検査の結果不合格となったときは、直ちに第2項に定める規格品の製品と交換すること。

7 検査

納入に当たっては、検査職員の検査を受けること。

8 代金の支払方法

納入数量を取りまとめ、1ヶ月分毎に請求すること。

9 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間

10 その他

- (1) 第1項の数量は、予定を示したものである。
- (2) 航空燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。

- (3) 燃料油の納入日時、数量を指定し発注があった場合は、担当官等と調整し、これに応じること。
- (4) 燃料油の納入日時、数量の変更等の通知があった場合は、担当官等と調整し、これに応じること。
- (5) 執務時間外の連絡先（土日含む）を担当官等に通知すること。
- (6) 担当者 関西空港海上保安航空基地整備科

TEL 072-455-1238